

町では、平成28年に「第4次厚真町総合計画」を策定し、「あつまる つながる まとまる 大いなる田園の町 あつま」をめざしてまちづくりを進めてきました。総合計画は町のめざすべき姿と進むべき方向について指針を示す町の最上位計画です。

今回、胆振東部地震の影響や昨今の社会情勢の変化などを踏まえて、目標や取り組みの内容を見直した「第4次厚真町総合計画 改訂版」を令和3年3月31日に策定しました。

改訂版では震災からの復旧・復興をめざす「厚真町復旧・復興計画第3期」、人口減少に対して地方創生を推進する「第2期厚真町まち・ひと・しごと創生長期ビジョン・総合戦略」、自然災害に対する防災・減災の取り組みを示す「厚真町強靱化計画」という3つの計画を総合計画の内包計画として一体的に作成しました。

この計画の全文は町ホームページで確認することができるほか、概要版を6月上旬に全戸へ配布する予定です。

第4次厚真町総合計画改訂版の策定経過

令和2年4月

- ・まちづくり推進課内に地方創生・復旧復興計画策定室を設置

令和2年7月

- ・「復旧・復興とまちづくりに関するアンケート調査」を実施

令和2年11月

- ・第4次厚真町総合計画改訂版骨子の公表

令和3年1月

- ・第4次厚真町総合計画改訂版素案の公表
- ・パブリックコメントの実施

令和3年3月

- ・第4次厚真町総合計画基本構想の変更を町議会で議決
- ・第4次厚真町総合計画改訂版を策定



沖縄県から大城昌信さんを招へい
～宮の森こども園に沖縄の風～

町は今年度、第2期厚真町子ども・子育て支援事業計画の基本目標である「子どもが自ら育つ力を伸ばす」を実践するための新たな取り組みを行います。沖縄県南風原町の社会福祉法人みつわ福祉会みつわ保育園の大城昌信園長（54歳）を定期的に招き、

幼児教育の実践方法や環境の整備について指導いただきます。

宮の森こども園では、みつわ保育園が重視している「子どもたちがわくわくドキドキする」「挑戦（チャレンジ）できる」「自分でやりたいことを選んで決める」という実践保育を学びながら、園児が「自分で考え、自分で何をやりたいかを選択し、時には失敗しながら、いろいろなことに挑戦する」人材に育て、小学校入学前に人として生きる力を身に付けてもらうような保育や幼児教育を目指します。



※大城園長は、来園前にPCR検査を受けていただいています。

ハイサイ グスーヨー チューガナビラ（沖縄方言：みなさん こんにちは）初めまして、沖縄県島尻郡南風原町にあるみつわ保育園園長の大城昌信と申します。この度、厚真町立宮の森こども園へ、お伺いさせて頂くことになりました。どうぞよろしくお願い致します。

私ども、みつわ保育園では子どもたちが遊び育つ中で、楽しい！やってみてほしい！大好き！がいっぱい味わえる環境を整え、子どもにとっても大人にとっても魅力的な場となるよう取り組んでいます。子どもたちが過ごす保育園は生活の場であり、乳幼児期において豊かな生活（遊び、食事、睡眠、着脱、排泄等）が保障されなければ、その成長も豊かなものとはならないと考えています。

私たちの取り組みが、厚真町の子どもたちにとってより豊かなものとなり、一人ひとりの成長をみなさんと喜び合い、語り合い、ともに成長し続けるステキな関係性を構築できたらと思います。

問い合わせ 住民課子育て支援グループ ☎26-7872



令和3～5年度の介護保険料について

問い合わせ 住民課福祉グループ（総合ケアセンターゆくり内）☎26-7872



令和3～5年度の介護サービス見込み量を予測し、町の65歳以上の方の介護保険料を決定しました。

介護保険制度は、被保険者（加入者）の皆様にご負担いただいている保険料によって成り立っています。皆さまが将来にわたって安心して介護を受けるための貴重な財源となりますので、今後とも保険料の適性な納付をお願いします。

令和3～5年度の介護保険の給付見込

3年間に必要な介護給付費の見込み額

約15億4,577万円

3年間で65歳以上の方が支払う保険料

約3億4,797万円

厚真町で、令和3～5年度までの3年間に必要な介護サービス費の見込み額は、訪問介護などの居宅介護サービス、特別養護老人ホームなどの施設サービス費、地域支援事業費などを合わせて15億4,577万円と見込んでいます。

そのために必要な財源は、65歳以上の方が支払う介護保険料（第1号保険料）と、40歳～64歳までの人が医療保険に上乗せして支払う保険料（第2号保険料）が約50%、市町村・都道府県・国による公費で約50%が賄われています。

介護保険料 所得段階の設定

所得段階	対象者	第8期 (令和3～5年度)		第7期 (平成30～令和2年度)			
		保険料率	保険料 月額 年額	保険料率	保険料 月額 年額		
非課税世帯	第1段階 生活保護受給者 老齢福祉年金受給者で、世帯全員が町民税非課税の方	0.5 (0.3)	2,800円 (1,680円)	33,600円 (20,160円)	0.5 (0.3)	2,600円 (1,560円)	31,200円 (18,720円)
	第2段階 世帯全員が町民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方	0.75 (0.5)	4,200円 (2,800円)	50,400円 (33,600円)	0.75 (0.5)	3,900円 (2,600円)	46,800円 (31,200円)
	第3段階 世帯全員が町民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が120万円超の方	0.75 (0.7)	4,200円 (3,920円)	50,400円 (47,040円)	0.75 (0.7)	3,900円 (3,640円)	46,800円 (43,680円)
	第4段階 世帯に町民税課税者がいるが、本人は町民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円以下の方	0.9	5,040円	60,480円	0.9	4,680円	56,160円
課税世帯	第5段階 世帯に町民税課税者がいるが、本人は町民税非課税で、前年の[合計所得金額+課税年金収入額]が80万円超の方	1.0	5,600円	67,200円	1.0	5,200円	62,400円
	第6段階 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円未満の方	1.2	6,720円	80,640円	1.2	6,240円	74,880円
	第7段階 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が120万円以上200万円未満の方	1.3	7,280円	87,360円	1.3	6,760円	81,120円
	第8段階 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.5	8,400円	100,800円	1.5	7,800円	93,600円
	第9段階 本人が町民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上の方	1.7	9,520円	114,240円	1.7	8,840円	106,080円

※()は、軽減後の保険料率および保険料額 ※第7期については令和2年度の軽減後の保険料率および保険料額